

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮
- 7 計画の実現に向けて
- 8 「こども」の表記

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

我が国では、多様な価値観・ライフスタイルの浸透により、未婚化や晩婚化が進み、また、仕事と子育ての両立の難しさや、子育て・教育にかかる費用負担など、様々な要因が複雑に絡み合い、急速な少子化に歯止めがかかっていない状況です。また、少子化や高齢化による社会構造・経済構造の変化に加え、子育て世帯の核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会的背景のもと、こどもや若者が自分の居場所を持つことが難しくなっており、それに加え、ヤングケアラーの顕在化、不登校の児童・生徒の増加、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖等の社会課題が複雑化してきています。また児童虐待やこどもの自殺など重大な事件も後を絶たず、こども・若者の置かれている状況は一層厳しいものとなっています。子育て当事者についても、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚えること、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている社会状況、仕事と子育てを両立できる環境が十分に整っていないなど、解決すべき課題が多く残されています。

このような状況下で、政府は、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に推進することを目的として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設しました。同庁には、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える庁として、こども政策に関する司令塔としての役割が求められています。

こども家庭庁創設と同日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、「こども基本法」の規定に則り、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が同年12月に閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

「こども基本法」や「こども大綱」において、国や地方公共団体が、こども施策の策定・実施・評価を行う際には、こども・若者から幅広く意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。本市としても、こども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、より実効性の高い施策を推進していくためにも、欠かせないプロセスだと認識しています。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと捉え、加速化プランが掲げられています。それを着実に実行するために、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年10月1日に施行され、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯への支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」に資する施策の実施に向けた取組が進められています。

(2) 本計画策定の趣旨

これまで、本市は、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)」や、こども・子育て支援制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)及び「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)(以下、「第2期計画」といいます)」を策定して、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

本計画は、「第2期計画」策定以降の国・県等の動向や、こども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情やこども・若者・子育て当事者をはじめとした市民の声を踏まえながら、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みに対する提供体制の確保方策等を定め、本市のこども・若者、子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

また、本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含することによって、「第2期計画」までは対象とはしていなかった若者に関する事項も含めています。更に、「第2期計画」までは、未就学児や子育て当事者に関する施策の比重が大きくなっていましたが、本計画では、就学後のこどもや若者に関する施策についても拡充しています。

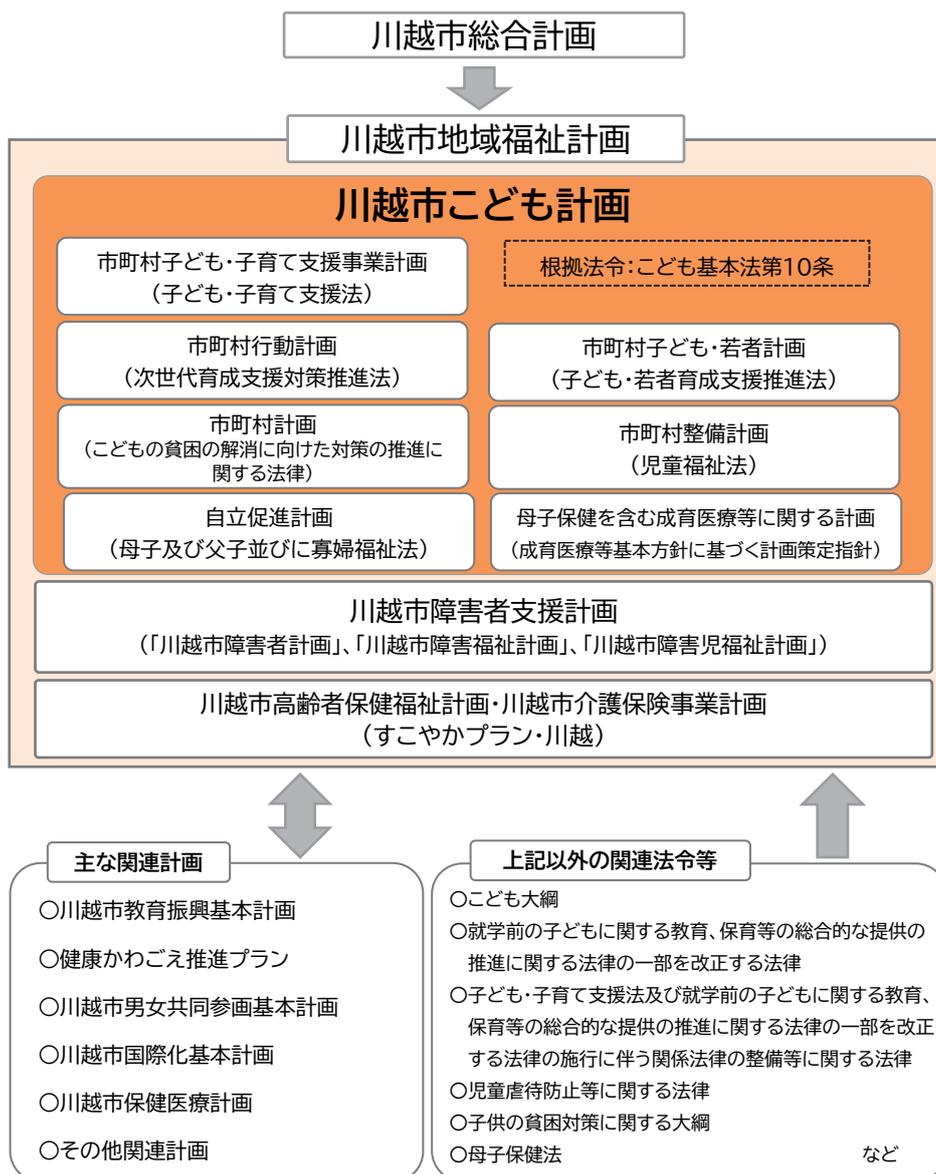
2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法を根拠とする「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法を根拠とする「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律を根拠とする「市町村計画」、児童福祉法を根拠とする「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法を根拠とする「自立促進計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を根拠とする「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定しました。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「川越市総合計画」を上位計画とし、「川越市地域福祉計画」のもと、保健・福祉・教育分野等の関連する計画と整合を図って策定するものです。



3 計画の対象

本計画は、0歳から18歳未満の子ども、18歳から30歳未満の若者※と、妊娠期を含めた子育て当事者を対象としています。

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期を含みます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間に計画期間とします。また、計画期間中に制度変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
川越市総合計画	第四次計画 (平成28年度～)					第五次計画 (～令和17年度)				
川越市地域 福祉計画	第四次計画					第五次計画 (～令和14年度)				
第2期川越市 子ども・子育て 支援事業計画										
川越市子ども計画						★ 中間年				

5 計画の策定体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議)

学識経験者、教育・保育・福祉関係者、公募市民等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(以下、「川越市子ども・子育て会議」といいます)において、計画内容の審議を行いました。

(2) 本計画策定に向けた調査（令和5年度実施）

【子ども・子育て支援に関するアンケート調査】

幼児教育・保育及び地域の子育て支援の量の見込みの設定及び今後の利用希望による各事業のニーズ量を適切に把握し、本市のこども・子育て支援施策の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童保護者用アンケート	就学前児童がいる家庭の保護者 (住民基本台帳より無作為に抽出)	2,400 人
放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート	放課後児童クラブ(学童保育)を利用している児童の保護者	3,079 人

※抽出日: 令和5年9月14日

○ 抽出方法

就学前児童保護者用アンケート: 住民基本台帳からの無作為抽出

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート:

放課後児童クラブ(学童保育)利用児の保護者全員

○ 調査方法

就学前児童保護者用アンケート

[配布] 郵送配布

[回収] 郵送回収又はインターネット回答

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート

[配布] 放課後児童クラブ(学童保育)を通じて配布

[回収] 放課後児童クラブ(学童保育)を通じて回収、郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年9月25日から同年10月20日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回答数	うち郵送回答	うち WEB 回答
就学前児童保護者用アンケート	2,400	1,060	412	648
		44.2%	38.9%	61.1%
放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート	3,079	1,541	603	938
		50.0%	39.1%	60.9%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

全てのこどもが生活環境に左右されず、夢を持って成長していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、こどもたちの意識と生活実態を把握することを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
小学5年生対象調査	小学5年生のこどもがいる世帯のこどもと保護者	3,167 世帯
中学2年生対象調査	中学2年生のこどもがいる世帯のこどもと保護者	3,248 世帯
16～17歳対象調査	16～17歳のこどもがいる世帯のこどもと保護者	800 世帯

※抽出日：令和5年11月1日

※1世帯に対象のこどもが複数いる場合、それぞれのこどもに配布しているため、以下「回収結果」の「配布数」と「世帯数」に相違があります。

○ 抽出方法

小学5年生対象調査：小学5年生のこどもがいる全世帯

中学2年生対象調査：中学2年生のこどもがいる全世帯

16～17歳対象調査：住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

小学5年生対象調査・中学2年生対象調査

[配布]学校を通じての配布及び郵送配布(私立小学校/中学校に在籍している人のみ)

[回収]郵送回収又はインターネット回答

16～17歳対象調査

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	こども票	保護者票	親子マッチング できた票数
小学5年生対象調査	3,178	1,259	1,152	954
		39.6%	36.2%	30.0%
中学2年生対象調査	3,257	1,129	994	766
		34.7%	30.5%	23.5%
16～17歳対象調査	800	246	259	202
		30.8%	32.4%	25.3%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【若者の意識と生活に関する調査】

全ての若者が誰一人取り残されず夢と希望を持って成長・活躍していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、若者の意識と生活実態を把握し、施策検討の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の対象者

調査対象者：川越市在住の18歳から39歳の若者

※抽出日：令和5年11月1日

○ 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回答数	うち郵送回答	うち WEB 回答
若者の意識と生活に関する調査	2,981	660	233	427
		22.1%	35.3%	64.7%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

(3) 支援者等へのヒアリング

アンケートによる量的な調査だけでは把握が難しいニーズや、市のこどもを取り巻く状況について、こどもの支援者側から直接話を聴くことにより把握する、質的な調査として実施しました。

○ 調査対象

分野	対象者
① 学校・教育	小学校・中学校・高等学校の教諭、養護教諭
② 幼児教育・保育	幼稚園教諭・認定こども園教諭・保育士
③ 地域のこども支援者	主任児童委員・子どもサポート委員会・児童養護施設関係者
④ 社会福祉協議会・市民団体等	社会福祉協議会・こども食堂や学習支援等を行う民間団体
⑤ 市職員	家庭児童相談員・母子父子自立支援員・保健師・ スクールソーシャルワーカー・ケースワーカー

(4) こどもの居場所に関するオンラインアンケート

「こどもの居場所」について、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の追加調査として、小学校進学後のこどもの居場所に関するニーズを把握することを目的に、本調査を実施しました。

- 調査期間 令和6年7月8日から同年7月19日
- 調査対象 公立保育所利用園児の保護者(1,319名)
- 回答状況 1,151名(87.2%)

(5) こども・若者等からの意見聴取

こどもや若者の意見を聴き、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考えながら、こどもや若者の視点に立った施策検討の参考とすることを目的に、実施しました。主な意見は147～148ページで紹介しています。

○ 調査対象

対象校・機関	学校数	人数
小学校	3校	17名
中学校	3校	19名
高校	1校	5名
特別支援学校	1校	5名
大学	4校	19名
川越青年会議所(若者)	—	5名

○ 実施方法

- ・担当者4名程度で各校を訪問し、教室等において対面で意見聴取を実施。
- ・メインファシリテーター、サブファシリテーター、記録係を配置。

○ 調査期間 令和6年7月9日から同年8月7日

○ 意見聴取テーマ

- ① こどもが市役所へ意見を出しやすくするために必要なこと・必要な環境
[小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ② 放課後や休日に過ごしたい場所 [小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ③ 将来について不安に思うこと、また川越市にサポートしてほしいこと
[高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者]
- ④ 参加してみたいと思える社会活動 [大学生]
- ⑤ ヤングケアラー事例認知の有無、及び想定される支援 [大学生]
- ⑥ 川越市で住み続けたい、又は川越市に移住したいと思ってもらうために必要なもの [若者]

【児童発達支援センター利用保護者からの意見聴取】

障害のあるこども、医療的ケアの必要なこども及びそのこどもたちを養育している保護者の日常の様子や困り事を把握し、施策検討の参考とするために、児童発達支援センター利用保護者への意見聴取を実施しました。主な意見は149ページで紹介しています。

- 調査対象 児童発達支援センター利用保護者2名
(障害のあるこどもの保護者1名、医療的ケアの必要なこどもの保護者1名)
- 調査方法
「令和6年度第3回川越市子ども・子育て会議」において、委員からの質問に回答
- 調査日 令和6年8月9日

(6) 意見公募（パブリックコメント）

計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

- 実施時期 令和6年11月27日～同年12月26日
- 意見提出件数 51件

6 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念とする川越市こども計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、SDGsの考え方を念頭に置いて、本計画に掲げる施策を推進します。



出典：国際連合広報センター

7 計画の実現に向けて

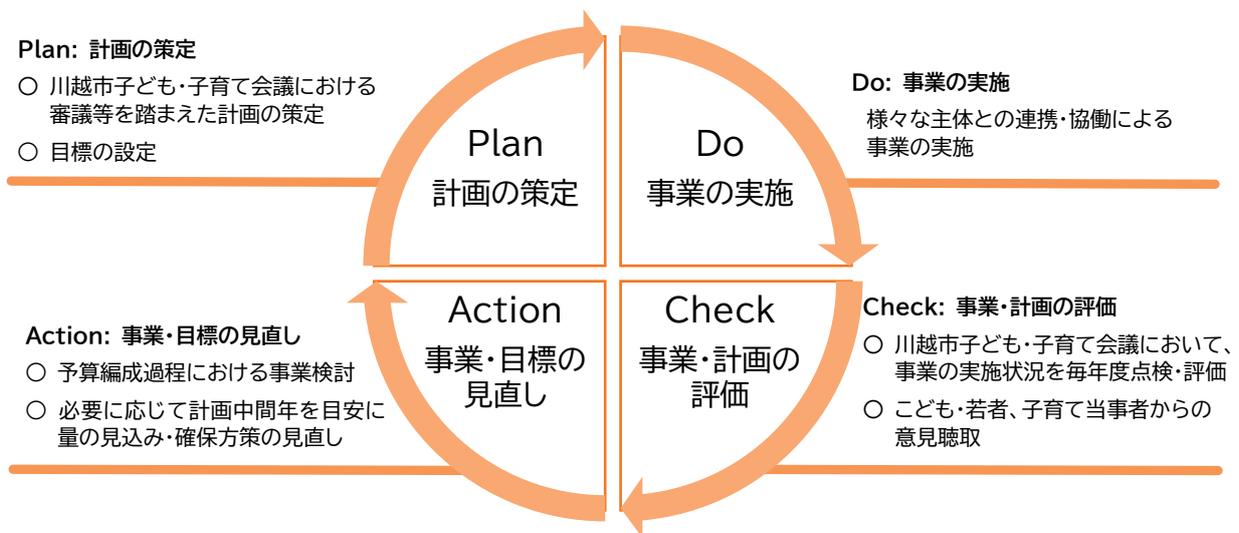
(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、市民・事業者・地縁組織等との協働や、教育・保育関係者等のこども・子育て支援事業者をはじめとする多様な主体の連携・協力により、施策の推進に努めます。

また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、実施中や評価の過程においても、意見を聴取し、共に進めていくよう努めます。そして、社会状況の変化や新たな課題等に対応するため、必要に応じて、川越市子ども・子育て会議等の意見も伺い、適切に事業に反映させていきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗状況を把握します。また、進捗状況については、川越市子ども・子育て会議において、毎年度点検・評価を行います。



8 「こども」の表記

本計画では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適当だと判断される場合は、「子ども」、「子供」、「児童」等、平仮名表記以外を用いています。